

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例要綱案に対する意見

ひょうご県民連合

今回の自民党改正素案は、災害発生後における支援を追加しようとするものであり、最近の自然災害の大規模化、被害の甚大化を考えるとその趣旨や必要性には賛同する。

しかし、この改正によって現在行っている特別の貸付制度などの県独自策に加えてどのようなことが可能になるのか明確に示していただきたい。

さらに、現在国で新たな支援策が検討されており、それとの整合性をとる必要があり条例改正にあたってはその点にも留意する必要がある。

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例要綱に対する修正案

改正内容の中で、「速やかに創造的復興を図り」という文言を、「速やかに復旧・復興を図り」とすべきである。

理由としては、災害の発生後に最も優先されるべきは、他府県条例にも記載があるように速やかな復旧・復興である。創造的復興とは、阪神・淡路大震災の際に唱えられた、単に震災前の状態に戻すのではなく、時代潮流を見据えて、先駆的な仕組みを定着、発展させ、成熟社会にふさわしい復興を成し遂げるための取組のことであり、速やかに行えるものではなく、本条例案の文言としてはふさわしくないのではないか。

各会派政務調査会

中小企業に振興に関する条例の一部を改正する条例要綱 に関する会派意見開陳（案）

- ・ 条例要綱素案については、特に問題ないものとする。
- ・ 個別の施策においては、事後的な金融支援拡大とともに事前的なフェニックス共済の企業版のようなものの創設も検討する必要があるのではないか。
- ・ 当局においては、保険料が割高な大規模地震は発生頻度が少ないことから別にしても、毎年発生する風水害は火災保険の分野であり、比較的保険料も割安であると想定され、フェニックス共済の企業版として提供することを検討されたい。
- ・ また、事後的な金融支援追加については、二重ローンの負担がかかりすぎないように、返済方法や返済期間について十分に配慮する必要があると考える。

中小企業振興条例改正要綱、自民党素案に対する意見

2019年11月11日 日本共産党

県として取り組むべき施策の方向性に以下の項目を追加。

(災害発生後における支援)

県は、中小企業団体及び金融機関等と連携し、地震、風水害その他の災害の発生後において、中小企業が速やかに事業を再建・創造的復興を図り、事業を継続し、発展させることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(理由)

趣旨に賛同。「創造的復興」という表現は、震災後、高速道路や空港、港など巨大インフラ整備なども含まれ、中小企業への災害復興の支援にはなじまない。

震災で中断を余儀なくされる事業を再建・継続させ、さらに発展させられるための必要な施策が求められており、標記の表現への修正を提案する。